



## 【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町 又 は 字	地 番	合 併	町 又 は 字	地 番	画 地		
金子字市場下	1451	1 1 / 2	大井中央	7	1-3 1		
〃	1452		〃	2	1-1 3		
〃	1453	1 2 / 2	〃	7	1-3 1		
〃	1453	3				法第105条第2項により消滅	
〃	1454		大井中央	5	1-2 2		
〃	1455	1	〃	4	1-2 1		
〃	1455	2				法第105条第2項により消滅	
〃	1456	1	大井中央	3	1-1 4		
〃	1456	2				法第105条第2項により消滅	
〃	1456	3 1 / 2	大井中央	1	1-1 2		
〃	1457	1 2 / 2	〃	1	1-1 2		

## 【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町 又 は 字	地 番	合 併	町 又 は 字	地 番	画 地		
金子字市場下	1 4 5 7	2					法第105条第2項により消滅
金子字坊村向	1 6 8 6	1	大井中央	8		1 - 3 3	
〃	1 6 8 6	2	〃	1 9		4 2 - 1	
〃	1 6 8 6	5					法第105条第2項により消滅
〃	1 6 8 6	6	大井中央	2 5		4 2 - 2	
〃	1 6 8 6	7	〃	1 2		2 1	
〃	1 6 8 6	8	〃	1 8		4 1 - 1	
〃	1 6 8 6	9	〃	1 7		4 1 - 2	
〃	1 6 8 7		〃	1 5		2 3	
〃	1 6 8 8	1	〃	2 0		4 3	
〃	1 6 8 8	2	〃	2 1		4 4	

## 【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町 又 は 字	地 番	合 併	町 又 は 字	地 番	画 地		
金子字坊村向	1688	3					法第105条第2項により消滅
〃	1688	4					法第105条第2項により消滅
〃	1689	1	大井中央	16	2 2		
〃	1689	2					法第105条第2項により消滅
〃	1689	3	大井中央	23	4 6-1		
〃	1689	4	〃	24	4 6-2		
〃	1690	1 / 2	〃	37	5 1-2		
〃	1691		〃	52	8 5		
〃	1692	1	1 / 2	49	8 2		
〃	1692	2	〃	73	8 28		
〃	1692	3	〃	72	8 27		

## 【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町 又 は 字	地 番	合 併	町 又 は 字	地 番	画 地		
金子字坊村向	1 6 9 2	4				8 2 9	
〃	1 6 9 2	5				8 3 0	
〃	1 6 9 2	6					法第105条第2項により消滅
〃	1 6 9 2	7					法第105条第2項により消滅
〃	1 6 9 2	8					法第105条第2項により消滅
〃	1 6 9 2	9					法第105条第2項により消滅
〃	1 6 9 2	1 0					法第105条第2項により消滅
〃	1 6 9 2	1 1					法第105条第2項により消滅
〃	1 6 9 2	1 2	2 / 2	大井中央	4 9	8 2	
〃	1 6 9 3	1	1 / 4	〃	5 5	8 8	
〃	1 6 9 3	2		〃	7 1	8 2 4	

## 【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町 又 は 字	地 番	合 併	町 又 は 字	地 番	画 地		
金子字坊村向	1693	3				8 26	
〃	1693	4	2 / 4			8 8	
〃	1693	5	3 / 4			8 8	
〃	1693	6	4 / 4			8 8	
〃	1693	7					法第105条第2項により消滅
〃	1694	1				8 21	
〃	1694	2				8 23	
〃	1694	3				8 22	
〃	1694	7					法第105条第2項により消滅
〃	1695	1				8 16	
〃	1695	2				8 20	

## 【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町 又 は 字	地 番	合 併	町 又 は 字	地 番	画 地		
金子字坊村向	1695	3	大井中央	65	18	8	
〃	1695	9	〃	53	7	8	
〃	1696	1	〃	51	4	8	
〃	1696	2	〃	39	2	5	
〃	1696	3	〃	40	3	8	
〃	1696	4	〃	40	3	5	
〃	1696	5	〃	40	3	5	
〃	1697		〃	22	5	4	
〃	1698	1	〃	38	1-1	5	
〃	1698	2	〃	37	1-2	5	

## 【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町 又 は 字	地 番	合 併	町 又 は 字	地 番	画 地		
金子字坊村向	1699	(番) (筆)	大井中央	27	3 3		
〃	1700		〃	32	3 6-2		
〃	1701		〃	31	3 6-1		
〃	1702	1 / 2	〃	33	3 6-3		
〃	1703		〃	10	1-3 5		
〃	1703		〃	26	3 2		
〃	1703		〃	56	8 9		
〃	1703		〃	64	8 17		
〃	1703		〃	66	8 19		
〃	1704-1		〃	6	1-2 3		
〃	1704-4		〃	9	1-3 4		



## 【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町 又 は 字	地 番	合 併	町 又 は 字	地 番	画 地		
金子字坊村向	1705	1				3 5	
〃	1705	2	2 / 2	〃	10	1-3 5	
〃	1705	4		〃	34	3 7	
〃	1705	5		〃	14	2 4	
〃	1706	1		〃	28	3 4-1	
〃	1706	2		〃	29	3 4-2	
〃	1706	3		〃	35	3 4-3	
〃	1706	4		〃	36	3 4-4	
〃	1707		1 / 2	〃	44	5 6	
〃	1708		2 / 2	〃	44	5 6	
〃	1709	1		〃	41	5 4-1	

## 【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町 又 は 字	地 番	合 併	町 又 は 字	地 番	画 地		
金子字坊村向	1709	2				5 4-2	
〃	1709	3	〃	42		5 4-3	
〃	1710		〃	45		5 4-4	
〃	1711	1	〃	46		8 14-1	
〃	1711	2	〃	61	1	8 14-2	
〃	1711	3	〃	61	2	9 24	
〃	1712	1	〃	103		8 15	
〃	1713	1	〃	62		9 23-1	
〃	1713	3	〃	101		9 23-2	
〃	1713	4	〃	102	1	9 23-3	
〃	1714	2	〃	102	2	9 20-1	

## 【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町 又 は 字	地 番	合 併	町 又 は 字	地 番	画 地		
金子字坊村向	1714	3	1 / 2	大井中央	96	19	
〃	1714	4		〃	99	21	
〃	1714	5		〃	94	17	
〃	1714	6		〃	93	16	
〃	1714	7					法第105条第2項により消滅
〃	1714	8					法第105条第2項により消滅
〃	1714	9		大井中央	98	20-2	
〃	1714	10	2 / 2	〃	96	19	
〃	1714	11	1 / 2	〃	95	18	
〃	1714	13	2 / 2	〃	95	18	
〃	1715		1 / 2	〃	43	5	

## 【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町 又 は 字	地 番	合 併	町 又 は 字	地 番	画 地		
金子字坊村向	1716	(番) (筆) 2 / 2	大井中央	43	5 5		
〃	1717	1	〃	89	9 26		
〃	1717	3				法第105条第2項により消滅	
〃	1717	4	大井中央	85	9 9		
〃	1717	5	1 / 2	〃	92 15		
〃	1717	6	2 / 2	〃	92 15		
〃	1717	7		〃	91 14		
〃	1717	8		〃	90 13		
〃	1717	9		〃	88 12		
〃	1717	10		〃	86 10		
〃	1718		〃	79	9 3		

## 【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町 又 は 字	地 番	合 併	町 又 は 字	地 番	画 地		
金子字坊村向	1719	1				9 8	
〃	1720	2					法第105条第2項により消滅
〃	1720	3	大井中央	105		10 1	
〃	1720	6	〃	110		10 6	
〃	1720	7	〃	108		10 4	
〃	1720	8	〃	107		10 3	
〃	1720	9	〃	106		10 2	
〃	1720	10	〃	111		10 7	
〃	1720	11	〃	112		10 8	
〃	1720	12	〃	113		10 9	
〃	1720	13					法第105条第2項により消滅

## 【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町 又 は 字	地 番	合 併	町 又 は 字	地 番	画 地		
金子字坊村向	1721	(番) (筆)	大井中央	109	10 5		
金子字馬場向	1857		〃	83	9 7		
〃	1858		〃	244	13 3		
〃	1859		〃	265	16 11		
〃	1859	1	〃	264	16 10		
〃	1859	2	1 / 2	115	19 2		
〃	1860	1	〃	82	9 6		
〃	1860	2	〃	270	16 7-7		
〃	1860	3	〃	263	16 9		
〃	1860	4	〃	81	9 5		
〃	1860	5				法第105条第2項により消滅	

## 【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町 又 は 字	地 番	合 併	町 又 は 字	地 番	画 地		
金子字馬場向	1 8 6 0	6				1 6 4	
〃	1 8 6 1	1				1 6 7 - 1	
〃	1 8 6 1	2				1 6 7 - 4	
〃	1 8 6 1	3				1 7 5	
〃	1 8 6 1	4	1 / 3			1 7 6	
〃	1 8 6 1	5	2 / 3			1 7 6	
〃	1 8 6 1	6	3 / 3			1 7 6	
〃	1 8 6 1	7					法第105条第2項により消滅
〃	1 8 6 1	8					法第105条第2項により消滅
〃	1 8 6 1	9		大井中央	2 5 8	1 6 6	
〃	1 8 6 1	1 0		〃	2 6 0	1 6 7 - 2	

## 【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町 又 は 字	地 番	合 併	町 又 は 字	地 番	画 地		
金子字馬場向	1861	11				16 7-3	
〃	1862	1				11-2 12	
〃	1862	2					法第105条第2項により消滅
〃	1863		大井中央	268		16 7-5	
〃	1864	1	〃	269		16 7-6	
〃	1864	2	〃	255		16 2	
〃	1864	3	〃	256		16 3	
〃	1865		〃	77		9 2-1	
〃	1866		〃	271		16 12	
〃	1867		〃	78		9 2-2	
〃	1868	1	〃	80		9 4	



## 【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町 又 は 字	地 番	合 併	町 又 は 字	地 番	画 地		
金子字馬場向	1868	2					法第105条第2項により消滅
〃	1869	1	大井中央	200		11-1 11	
〃	1869	2					法第105条第2項により消滅
〃	1869	3	1 / 2 大井中央	123		20 2	
〃	1869	4					法第105条第2項により消滅
〃	1869	5	大井中央	100		9 22	
〃	1869	6	2 / 2 〃	123		20 2	
〃	1869	7	〃	205		11-1 16	
〃	1869	8	〃	121		20 4	
	(後葉に続く)		〃	122		20 3	

## 【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町 又 は 字	地 番	合 併	町 又 は 字	地 番	画 地		
	(前葉より)	(番) (筆)	大井中央	201	11-1 12		
			"	204	11-1 15		
"	1870: 1		"	104	9 2- 3		
"	1870: 2		"	160	15 9- 1		
"	1870: 3		"	159	15 9- 2		
"	1870: 4		"	158	15 9- 3		
"	1870: 5		"	154	15 9- 4		
"	1870: 6		"	155	15 9- 5		
"	1870: 7		"	156	15 9- 6		
"	1870: 8		"	157	15 9- 7		
"	1871: 1	1 / 2	"	178	14 15- 4		

## 【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町 又 は 字	地 番	合 併	町 又 は 字	地 番	画 地		
金子字馬場向	1871	2					法第105条第2項により消滅
〃	1871	3	大井中央	275		17 4	
〃	1872		〃	262		16 8-1	
〃	1873	1	〃	278		17 7	
〃	1873	2					法第105条第2項により消滅
〃	1874	1	2 / 2 大井中央	178		14 15-4	
〃	1874	2					法第105条第2項により消滅
〃	1874	3	大井中央	175		14 15-1	
〃	1874	4	〃	176		14 15-2	
〃	1874	5	〃	177		14 15-3	
〃	1875		〃	266		16 8-2	

## 【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町 又 は 字	地 番	合 併	町 又 は 字	地 番	画 地		
金子字馬場向	1876	1	1 / 2	大井中央	245	13 4	
〃	1876	2	2 / 2	〃	245	13 4	
〃	1877	1	1 / 2	〃	229	11-2 11	
〃	1877	2	1 / 2	〃	179	14 17	
〃	1878	1	2 / 2	〃	115	19 2	
〃	1878	2					法第105条第2項により消滅
〃	1879	1		大井中央	137	18 5-1	
〃	1879	3					法第105条第2項により消滅
〃	1879	4		大井中央	138	18 5-2	
〃	1879	5		〃	114	19 8	
〃	1880	1		〃	135	18 3-1	

## 【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町 又 は 字	地 番	合 併	町 又 は 字	地 番	画 地		
金子字馬場向	18803	(番) (筆)	大井中央	136	18 3-2		
〃	1881		〃	150	15 5		
〃	18821		〃	143	18 10		
〃	18822		〃	144	18 11		
〃	18823		〃	133	18 1		
〃	18824					法第105条第2項により消滅	
〃	18825		大井中央	134	18 2		
〃	18826	1 / 2	〃	228	11-2 10		
〃	1883		〃	253	13 13		
〃	1884		〃	180	14 19		
〃	18851	2 / 2	〃	229	11-2 11		

## 【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町 又 は 字	地 番	合 併	町 又 は 字	地 番	画 地		
金子字馬場向	1885	2	(番) (筆) 2 / 2	大井中央	179	14 17	
〃	1886	1		〃	283	21 4	
〃	1886	2					法第105条第2項により消滅
〃	1886	3		大井中央	282	21 3	
〃	1887	1		〃	280	21 1	
〃	1887	2					法第105条第2項により消滅
〃	1888	1	1 / 3	大井中央	274	17 3	
〃	1888	2					法第105条第2項により消滅
〃	1889	1		大井中央	273	17 2	
〃	1889	2		〃	281	21 2	
〃	1890	1	2 / 3	〃	274	17 3	

## 【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町 又 は 字	地 番	合 併	町 又 は 字	地 番	画 地		
金子字馬場向	1890	2					法第105条第2項により消滅
〃	1891	1	大井中央	181		14 21-1	
〃	1891	2	〃	182		14 21-2	
〃	1892	1	〃	243		13 2	
〃	1892	3	2 / 2	228		11-2 10	
〃	1893	1	〃	148		15 4-1	
〃	1893		〃	149		15 4-2	
〃	1894	1					法第95条第6項により金銭清算
〃	1894	3	大井中央	145		15 1	
〃	1894	4	〃	146		15 2	
〃	1894	5	〃	60		8 13	

## 【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町 又 は 字	地 番	合 併	町 又 は 字	地 番	画 地		
金子字馬場向	1894	6	大井中央	59	12	8	
〃	1894	7	〃	167	7	14	
〃	1894	8	〃	58	11	8	
〃	1894	9	〃	170	10	14	
〃	1894	10	〃	151	6	15	
〃	1894	11	〃	172	12	14	
			〃	254	1	16	
〃	1894	12	〃	57	10	8	
〃	1894	13	〃	174	14	14	
〃	1894	14	〃	152	7	15	
〃	1894	15	〃	153	8	15	



## 【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町 又 は 字	地 番	合 併	町 又 は 字	地 番	画 地		
金子字馬場向	1895	1					法第95条第6項により金銭清算
〃	1895	2	大井中央	163		14 3	
〃	1895	3	〃	164		14 4	
〃	1895	4	〃	166		14 6	
〃	1895	5	〃	168		14 8	
〃	1895	6	〃	169		14 9	
〃	1895	7	〃	171		14 11	
〃	1895	8	〃	173		14 13	
〃	1896	1					法第95条第6項により金銭清算
〃	1896	3	大井中央	162		14 2	
〃	1896	4	〃	165		14 5	

## 【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町 又 は 字	地 番	合 併	町 又 は 字	地 番	画 地		
金子字馬場向	1896	5				14 1	
〃	1896	6				15 3	
〃	1897	1				14 23	
〃	1897	2				14 22- 2	
〃	1897	3				14 22- 3	
〃	1897	4				14 22- 4	
〃	1898	1				12 6- 1	
〃	1898	2				12 6- 2	
〃	1900	1				12 5- 1	
〃	1900	2				12 5- 2	

## 【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町 又 は 字	地 番	合 併	町 又 は 字	地 番	画 地		
金子字馬場向	19003	(番) (筆)	大井中央	2123	12 5-3		
〃	19004		〃	2124	12 5-4		
〃	19005		〃	2125	12 5-5		
〃	19011	3 / 3	〃	274	17 3		
〃	19012					法第105条第2項により消滅	
〃	19021	1 / 2	大井中央	279	17 8		
〃	19022		〃	231	11-2 13		
〃	19023	2 / 2	〃	279	17 8		
〃	19024					法第105条第2項により消滅	
〃	19025					法第105条第2項により消滅	
〃	19026					法第105条第2項により消滅	

## 【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町 又 は 字	地 番	合 併	町 又 は 字	地 番	画 地		
金子字馬場向	1903	1		272		17 1	
〃	1903	2					法第105条第2項により消滅
〃	1904	1	1 / 2	大井中央	233	11-2 15	
〃	1904	2		〃	232	11-2 14	
〃	1904	3					法第105条第2項により消滅
〃	1905			大井中央	211	12 4	
〃	1906		2 / 2	〃	233	11-2 15	
〃	1907	1		〃	209	12 2	
〃	1907	2		〃	206	11-1 17	
〃	1907	3		〃	210	12 3	
〃	1907	4		〃	215	12 7-1	

## 【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町 又 は 字	地 番	合 併	町 又 は 字	地 番	画 地		
金子字馬場向	1907	5				12 7-2	
〃	1907	6	大井中央	215	2	12 7-3	
〃	1908		〃	208		12 1	
〃	1909	1	〃	198		11-1 9	
〃	1909	2	〃	192		11-1 3	
〃	1909	3	〃	196		11-1 7	
〃	1909	4	〃	199		11-1 10	
〃	1909	5	〃	197		11-1 8	
〃	1909	6	〃	202		11-1 13	
〃	1910	1	〃	195		11-1 6	
〃	1910	3	〃	190		11-1 2-1	

## 【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町 又 は 字	地 番	合 併	町 又 は 字	地 番	画 地		
金子字馬場向	1910	4	1 / 2	大井中央	193	11-1 4	
〃	1910	5	2 / 2	〃	193	11-1 4	
〃	1910	6		〃	194	11-1 5	
〃	1910	7		〃	191	11-1 2-2	
〃	1911	1		〃	188	11-1 1	
〃	1911	3					法第105条第2項により消滅
〃	1912	1	1 / 3	大井中央	203	11-1 14	
〃	1912	2					法第105条第2項により消滅
〃	1912	3					法第105条第2項により消滅
〃	1912	4	2 / 3	大井中央	203	11-1 14	
〃	1912	5	3 / 3	〃	203	11-1 14	

## 【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町 又 は 字	地 番	合 併 <small>(番)</small> <small>(筆)</small>	町 又 は 字	地 番	画 地		
金子字馬場向	1912	6	1 / 3	大井中央	207	11-1 18	
〃	1912	7		〃	189	11-1 19	
〃	1913	1		〃	221	11-2 6-1	
〃	1913	2		〃	217	11-2 2	
〃	1913	3		〃	219	11-2 4	
〃	1913	4	1 / 3	〃	222	11-2 6-2	
〃	1913	5	2 / 3	〃	222	11-2 6-2	
〃	1913	6	3 / 3	〃	222	11-2 6-2	
〃	1914	1		〃	216	11-2 1	
〃	1914	2		〃	242	11-2 24	
〃	1914	3		〃	241	11-2 23	

## 【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町 又 は 字	地 番	合 併	町 又 は 字	地 番	画 地		
金子字馬場向	1914	4				11-2 22	
〃	1914	5	1 / 2			11-2 21	
〃	1914	6				11-2 20	
〃	1914	7				11-2 19	
〃	1914	8					法第105条第2項により消滅
〃	1914	9					法第105条第2項により消滅
〃	1914	10					法第105条第2項により消滅
〃	1914	11					法第105条第2項により消滅
〃	1914	12					法第105条第2項により消滅
〃	1914	13					法第105条第2項により消滅
〃	1914	14					法第105条第2項により消滅



## 【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町 又 は 字	地 番	合 併	町 又 は 字	地 番	画 地		
金子字馬場向	1914	15					法第105条第2項により消滅
〃	1914	16	2 / 2	大井中央	239	11-2 21	
〃	1915	1		〃	235	11-2 17	
〃	1915	2					法第105条第2項により消滅
〃	1915	3		大井中央	234	11-2 16	
〃	1916	1	1 / 2	〃	227	11-2 9	
〃	1916	2					法第105条第2項により消滅
〃	1917	1	2 / 2	大井中央	227	11-2 9	
〃	1917	2	2 / 3	〃	207	11-1 18	
〃	1917	3					法第105条第2項により消滅
〃	1917	4					法第105条第2項により消滅

## 【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町 又 は 字	地 番	合 併	町 又 は 字	地 番	画 地		
金子字馬場向	1918	1				11-2 7-1	
〃	1918	2	3 / 3			11-1 18	
〃	1918	3					法第105条第2項により消滅
〃	1918	4					法第105条第2項により消滅
〃	1918	5					法第105条第2項により消滅
〃	1918	6				11-2 7-2	
						11-2 8-1	
						11-2 8-2	
						11-2 18	
						1-3 6	法第96条第1項による保留地
						2 5	法第96条第1項による保留地

## 【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町 又 は 字	地 番	合 併	町 又 は 字	地 番	画 地		
		(番) (筆)	大井中央	47		6 1	法第96条第1項による保留地
			"	48		6 2	法第96条第1項による保留地
			"	76		7 1	法第96条第1項による保留地
			"	116		19 3	法第96条第1項による保留地
			"	117		19 4	法第96条第1項による保留地
			"	118		19 5	法第96条第1項による保留地
			"	119		19 6	法第96条第1項による保留地
			"	124		22 1	法第96条第1項による保留地
			"	125		22 2	法第96条第1項による保留地
			"	126		22 3	法第96条第1項による保留地
			"	127		22 4	法第96条第1項による保留地

## 【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町 又 は 字	地 番	合 併	町 又 は 字	地 番	画 地		
		(番) (筆)	大井中央	128		22 5	法第96条第1項による保留地
			〃	129		22 6	法第96条第1項による保留地
			〃	130		22 7	法第96条第1項による保留地
			〃	131		22 8	法第96条第1項による保留地
			〃	132		22 9	法第96条第1項による保留地
			〃	139		18 6	法第96条第1項による保留地
			〃	140		18 7	法第96条第1項による保留地
			〃	141		18 8	法第96条第1項による保留地
			〃	142		18 9	法第96条第1項による保留地
			〃	218		11-2 3	法第96条第1項による保留地
			〃	220		11-2 5	法第96条第1項による保留地

## 【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町 又 は 字	地 番	合 併	町 又 は 字	地 番	画 地		
		(番) (筆)	大井中央	2 4 6	1 3 6	法第96条第1項による保留地	
			"	2 4 7	1 3 7	法第96条第1項による保留地	
			"	2 4 8	1 3 8	法第96条第1項による保留地	
			"	2 4 9	1 3 9	法第96条第1項による保留地	
			"	2 5 0	1 3 1 0	法第96条第1項による保留地	
			"	2 5 1	1 3 1 1	法第96条第1項による保留地	
			"	2 5 2	1 3 1 2	法第96条第1項による保留地	
			"	2 8 5	1-1 1	法第96条第1項による保留地	
			"	2 8 6	3 1	法第96条第1項による保留地	
			"	2 8 7	8 1	法第96条第1項による保留地	
			"	2 8 8	9 1	法第96条第1項による保留地	

## 【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町 又 は 字	地 番	合 併	町 又 は 字	地 番	画 地		
		(番) (筆)	大井中央	289		19 1	法第96条第1項による保留地
			〃	290		19 7	法第96条第1項による保留地
			〃	291		13 1	法第96条第1項による保留地
			〃	292		16 5	法第96条第1項による保留地
			〃	298			法第105条第1項により帰属
			〃	301			法第105条第1項により帰属
			〃	302			法第105条第1項により帰属
			〃	303			法第105条第1項により帰属
			〃	304			法第105条第1項により帰属
			〃	305			法第105条第1項により帰属
			〃	306			法第105条第1項により帰属

## 【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町 又 は 字	地 番	合 併	町 又 は 字	地 番	画 地		
		(番) (筆)	大井中央	308			法第105条第1項により帰属
			〃	321			法第105条第1項により帰属
			〃	323			法第105条第1項により帰属
			〃	326			法第105条第1項により帰属
			〃	284			法第105条第3項により帰属
			〃	293			法第105条第3項により帰属
			〃	294			法第105条第3項により帰属
			〃	295			法第105条第3項により帰属
			〃	296			法第105条第3項により帰属
			〃	297			法第105条第3項により帰属
			〃	299			法第105条第3項により帰属

## 【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町 又 は 字	地 番	合 併	町 又 は 字	地 番	画 地		
		(番) (筆)	大井中央	300			法第105条第3項により帰属
			"	307			法第105条第3項により帰属
			"	309			法第105条第3項により帰属
			"	310			法第105条第3項により帰属
			"	311			法第105条第3項により帰属
			"	312			法第105条第3項により帰属
			"	313			法第105条第3項により帰属
			"	314			法第105条第3項により帰属
			"	315			法第105条第3項により帰属
			"	316			法第105条第3項により帰属
			"	317			法第105条第3項により帰属



## 【 旧 新 地 番 対 照 表 】

従 前 の 土 地			換 地 処 分 後 の 土 地			街 区	備 考
町 又 は 字	地 番		合 併	町 又 は 字	地 番		
			(番) (筆)	大井中央	318		法第105条第3項により帰属
				"	319		法第105条第3項により帰属
				"	320		法第105条第3項により帰属
				"	322		法第105条第3項により帰属
				"	324		法第105条第3項により帰属
				"	325		法第105条第3項により帰属
				"	327		法第105条第3項により帰属
				"	328		法第105条第3項により帰属